

国保年金課からのお知らせ



申問 国保年金課(☎826-1111 内線2316)

◆マル福(医療福祉費支給制度)受給者の方へ

現在の医療福祉費受給者証(小児、妊産婦を除く)は、6月30日(月)で有効期限が切れ、使用できなくなります。受給要件に該当する方には、6月下旬に新しい受給者証を送付します。受給要件など、詳しくはお問い合わせください。

※平成25年分の所得申告が済んでいない方は、新しい受給者証を交付できませんので、必ず申告してください。

◆届出が必要な場合…

事 例	届出に必要なもの
保険証の内容が変わったとき	・医療福祉費受給者証 ・新しい保険証
市外へ転出、または死亡したとき 住所・氏名・扶養義務者などが変わったとき ひとり親家庭の方が婚姻したとき(事実婚含む)	・医療福祉費受給者証 ・はんこ
障害などの内容が変わったとき	・医療福祉費受給者証 ・障害の内容がわかるもの(障害手帳・療育手帳・障害年金支給決定通知書など)

◆県の医療福祉費支給制度の一部改正

県制度における小児マル福の対象年齢が10月1日から拡大され、受給者証の種類が変更となります。対象の方には、9月下旬に送付します。(支給内容に変更はありません)

【現 行】

0歳～小学3年生

【改正後】

(外 来) 0歳～小学6年生

(入 院) 0歳～中学3年生

◆後期高齢者医療の保険証の交付について

後期高齢者医療の保険証は、7月31日(木)で有効期限が切れますので、7月中旬に新しい保険証を被保険者個人宛普通郵便で送付します。

簡易書留または窓口交付を希望する方は、7月10日(木)までに申請書を提出してください。申請書は、ホームページまたはお電話いただければ送付します。

交付方法	必要なもの	交付時期
簡易書留	申請書、はんこ、310円分の切手	7月中旬
窓口交付	申請書、はんこ、身分証明書	7月17日以降

※本人、同居の家族以外の方への窓口での交付は委任状が必要となります。

介護保険料を年金から差し引かれている皆さんへ

介護保険料を年金から差し引かれている方(特別徴収)には、7月中旬に「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送します。

☎ 高齢福祉課(☎826-1111 内線2463)

年金からの差し引き

介護保険料は、前年の所得などに応じて決まりますが、7月に保険料額が決定するまでは、前年度2月の年金からの差し引き額と同じ額を「仮徴収」として納めていただきます。その後、年間の保険料確定後に、すでに仮徴収で納めている額を差し引いた残

りの額を「本徴収」として納めていただくことになります。

徴収額の変更による平準化(8月から)

収入の変動や平成24年度の介護保険料の増額改定(基準額月額で3,800円から4,750円)などにより、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまいます。そこで、年間を通してできるだけ均等な額になるよう8月以降の徴収額を調整し、平準化を行います。

※今回の平準化により、介護保険料の年額が変わるものではありません。

【平準化参考例 ～介護保険料年額51,300円(第4段階)の方の場合～】

< 8月の仮徴収が増額変更になる方の例 ～前年度2月の納付額が3,800円のととき～>

(単位: 円)

	前年度	仮徴収額			本徴収額			年間保険料
	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平準化前	3,800	3,800	3,800	3,800	13,300	13,300	13,300	51,300
				↓	↓	↓	↓	
平準化後	3,800	3,800	3,800	10,900	11,000	10,900	10,900	51,300

H26.2月と同額

変更額

介護保険料から仮徴収分を差し引いた額

※この例のほか、8月の納付額が「減額変更」、「停止」または「変更にならない」こともあります。